

第3次糸満市温暖化対策実行計画（事務事業編） 概要版

1.計画策定の背景

背景	<p>◇糸満市では、2017年度に「第2次糸満市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできました。しかし、2021年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において非常に高い中期目標（2030年度において2013年度比46%削減、等）が掲げられ、これまで以上に徹底した取り組みを求められています。</p> <p>◇糸満市においても我が国が目指す高い削減目標の達成に寄与していくために、より実効性の高い「第3次計画」への発展が必要となりました。</p>
目的	<p>◇糸満市は大規模な温室効果ガス排出事業者であると同時に、行政として様々な事務事業を行う機関でもあるため、率先して排出抑制に取り組み、市民や事業者の自主的かつ積極的な取り組みを促進するための模範を示します。</p>
対象範囲	<p>◇糸満市が管理する全ての施設（指定管理施設を含む）を対象とします。 ※指定管理施設を含む。ただし、外部への委託等により実施している事務及び事業は対象外とする。</p> <p>◇糸満市の事務事業により排出される4種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類）を対象とします。</p>

2.温室効果ガス排出量の現状

排出要因		基準年度 排出量 (t-CO ₂)	2020年度 排出量 (t-CO ₂)	増減量 (t-CO ₂)	増減率
施設	電力	9,756.6	9,668.7	-87.9	-0.9%
	ガソリン(公用車以外)	0.9	1.1	0.2	23.2%
	灯油	5.6	4.5	-1.0	-18.8%
	軽油(公用車以外)	0.5	0.7	0.2	28.9%
	A重油	437.1	292.9	-144.2	-33.0%
	液化石油ガス(LPG)(公用車以外)	55.1	648.3	593.1	1075.8%
	都市ガス	15.3	0.0	-15.3	-100.0%
	小計	10,599.7	10,985.8	386.1	3.6%
車両	CO ₂ ガソリン(公用車)	154.9	126.7	-28.2	-18.2%
	CO ₂ 軽油(公用車)	53.6	44.0	-9.6	-17.9%
	CH ₄	0.2	0.3	0.0	11.5%
	N ₂ O	4.8	5.1	0.3	5.7%
	HFC	2.1	2.3	0.2	7.5%
小計	215.6	178.2	-37.4	-17.3%	
施設+車両	CO ₂ 合計	10,479.6	10,786.9	307.3	2.9%
	CH ₄ 合計	118.5	130.6	12.1	10.2%
	N ₂ O合計	215.2	244.3	29.1	13.5%
	HFC合計	2.1	2.3	0.2	7.5%
合計	10,815.3	11,164.0	348.7	3.2%	

※基準年度は2015（平成27）年度

◇2020年度における温室効果ガスの総排出量は11,164 t-CO₂でした。総排出量は基準年度から大きく変化していません。

◇温室効果ガス種別で見ると、大部分（10,786.9 t-CO₂、96.6%）は二酸化炭素が占めていました。排出傾向は基準年度から大きく変化していません。

◇施設及び車両別で見ると、施設からの排出量は大部分（10,985.8 t-CO₂、98.4%）を占めていました。排出傾向は基準年度から大きな変化はありません。

◇エネルギー種別では、A重油からの排出量が減少し、LPG(公用車以外)の割合が10倍になりました。この変化は小中学校にLPGを燃料とする冷房機器が導入されたこと、A重油からLPGへの切り替えが進んだためです。

3.計画の対象期間と削減目標

【目標】 2030年度まで基準年比で50%削減します。
中間目標として2026年度までに基準年比で25%削減します。

計画期間	2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までの9年間
目標年度	2030（令和12）年度
基準年度	2015（平成27）年度

4.削減目標の達成に向けた取り組み

(1) 設備更新による省エネ化の推進
最新の省エネ機能を備えた設備機器への更新



(2) 運用改善による省エネ化の推進
照明、空調・換気、事務用機器、公用車の運用改善



(3) 再生可能エネルギーの導入促進
再生可能エネルギーの利用及び導入の検討



(4) その他の取り組みの促進

①環境教育の充実化
職員の環境施策に対するモチベーション維持・向上



②CO2排出係数の低い電力の購入の検討
環境面と財政面をバランスよく検討した計画の策定



③グリーン購入の推進
用紙類、事務用消耗品のグリーン購入の推進



④公共工事に関する配慮
環境配慮型の建設機器・資材の使用、省エネ工法の実施



⑤ブルーカーボン活用に関する検討推進
ブルーカーボンに関する検討や情報収集



⑥廃棄物減量化のための配慮
紙類使用量削減、使い捨て品の使用回避、分別徹底化等



5.計画の推進体制と進行管理

1.計画推進体制

◇市長を本部長とした環境政策推進本部のもと、各課及び各施設の全職員が施策を実施します。
◇「環境保全推進員幹事会議」は年2回開催し、省エネ・温暖化対策の企画立案及び進捗・点検・管理を行います。

2.進行管理

◇本計画全体、組織、施設ごとにレベル別の進行管理を行います。
◇本計画のPDCAサイクルは、2025年度（中間目標年度）の削減目標達成状況を踏まえ、見直し・改定を行います。